

省エネ法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律

国税庁酒税課

■法律の目的

エネルギーの使用の合理化に関する措置を講じ、エネルギーの有効な利用を確保することを目的としています。

■法律の概要

エネルギーの使用の合理化を総合的かつ計画的に推進するため、次の分野ごとにエネルギー使用の合理化に関する措置を行う者が規定されています。

分野	措置を行う者
工場等（工場又は事務所その他の事業場）	工場等を設置して事業を行なう者 ※「工場等」には、すべての業種の工場、事務所、事業場が含まれます。
輸送	○輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行なう者 ○荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者 ※ 自家輸送を含みます。
住宅等（住宅・建築物）	○建築時：住宅等の建築主 ○増改築時：住宅等の所有者、管理者
機械器具	エネルギーを消費する機械器具の製造業者、輸入業者

■エネルギーとは？

省エネ法では、次のものを使用の合理化対象のエネルギーとして定めています（太陽光等の自然エネルギー及び廃棄物からの回収エネルギーは対象になりません。）。

■ 燃料

①原油、②ガソリン、③重油、④その他石油製品（ナフサ、灯油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガスなど）、⑤可燃性天然ガス、⑥石炭、⑦コークス、⑧その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）、⑨燃焼その他の用途に供するもの（燃料電池による発電など）

■ 熱

上記の燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等。太陽熱、地熱などは対象となりません。）

■ 電気

上記の燃料を起源とする電気（太陽光発電、風力発電などは対象となりません。）

■酒類業者が行う措置

工場等について

工場等においてエネルギーを使用する事業者は、エネルギーの使用の合理化に努め、その設置しているすべての工場等における年度（4月1日から翌年3月31日まで）の原油換算エネルギー使用量の規模に応じて、エネルギー管理統括者等の選任をするとともに、所轄の経済産業局及び国税局にエネルギーの使用に関する中長期計画書及びエネルギーの使用状況等に関する定期報告書の提出などを行わなければなりません。

※ 「原油換算エネルギー使用量」とは、使用したエネルギーごとにその使用量にそれぞれ所定の係数を乗じ、その使用量を原油に換算した値です。）

※ 中長期計画書及びエネルギーの使用状況等に関する定期報告書は、酒類業者がその他の事業も行っている場合は、経済産業局、国税局及び当該事業を所管している事業所管大臣に提出してください。

■ 特定事業者及び特定連鎖化事業者（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者）

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、以下に掲げる措置を行わなければなりません。

⇒ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任

⇒ 中長期計画書の提出（期限：毎年7月末）

⇒ エネルギーの使用状況等に関する定期報告書の提出（期限：毎年7月末）

※ 特定連鎖化事業者とは、フランチャイズチェーン事業（連鎖化事業）を行う事業者が加盟者とエネルギーの使用等に関する定めがある約款等を交わしており、自身の設置する工場等と加盟者の設置する工場等における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl以上となる事業者をいう。

■ 第一種エネルギー管理指定工場（年間の原油換算エネルギー使用量が3,000kl以上の工場等）

特定事業者及び特定連鎖化事業者のうち、第一種エネルギー管理指定工場を設置している事業者は、当該工場等において以下に掲げる措置を行わなければなりません。

⇒ （製造場の場合）エネルギー管理者の選任

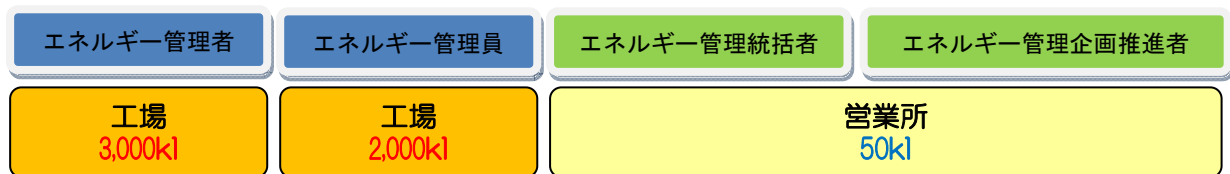
（事務所その他の事業場の場合）エネルギー管理員の選任

■ 第二種エネルギー管理指定工場（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上3,000kl未満の工場等）

特定事業者及び特定連鎖化事業者のうち、第二種エネルギー管理指定工場を設置している事業者は、当該工場等において以下に掲げる措置を行わなければなりません。

⇒ エネルギー管理員の選任

事業者単位ごとのエネルギー管理（具体例）



↓
第一種エネルギー
管理指定工場

↓
第二種エネルギー
管理指定工場

↓
非指定

$3,000kl + 2,000kl + 50kl = 5,050kl \geq 1,500kl$
⇒ **特定事業者**に該当します！

【措置】

- ・ 指定工場ごとにエネルギー管理者等を選任
- ・ 特定事業者ごとに「エネルギー管理統括者」と「エネルギー管理企画推進者」を選任
- ・ 特定事業者が中長期計画書を作成、エネルギーの使用状況等を報告

輸送について

輸送に係る措置には、輸送事業者（エネルギーを使用して貨物又は旅客の輸送を行う者）に係る措置と、荷主（自らの事業に関して自らの貨物を貨物輸送事業者に輸送させる者）に係る措置があります。

酒類事業者は、荷主として、貨物輸送事業者に行わせる自己の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。

■ 特定荷主（年間の貨物の輸送量が3,000万トンキロ以上の荷主）

⇒ 中長期計画の提出（期限：毎年6月末）

⇒ エネルギーの使用状況等の定期報告書の提出（期限：毎年6月末）

※ 貨物の輸送量とは、輸送した貨物ごとに、その重量に輸送距離を乗じたものを合計した値です。

■ 罰則

エネルギーの使用の合理化への取組が著しく不十分であるときには国による勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には100万円以下の罰金に処せられます。

■ 国、地方公共団体、事業者、消費者の役割

